

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定をする予定である件 三四〇
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三四〇
- 公 告 三四〇
- 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 三四四

告 示

福島県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 双葉郡楢葉町大字山田浜字浜田一の一、三の一、五の一、七の一、八の一、九、一〇の一、一一、一二、一三の一、一四の一、一九、字沼ヶ沢二の四、五の一、六の二、七の一、七の三、八の二、九、字仲入一の一、一の三、二の一、二の三、四の一、四の四、七の三、一八の一、一八の二、二七の一、二八の一、三五の一、三五の三、三六、三七の一、三七の二、三九の五、四〇、四一、字仏房九、一〇、一一、一四の三、一六の四、一六の六、一六の七、二四の一、二四の二、二六の一、二六の二、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三四、三六、字泉畑一の一から一の五まで、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一から四の六まで、五の一、一一の一、一三、一六の一、一八の一、一九、二〇、二〇の二、二四から二八まで、字後中一の一、一の二、二の一、三の一、四の一から四の三まで、五の二、五の三、六、八の一、八の三、九の一、一一の一、一一の四、一三の一、一三の三、一五の一、一五の三から一五の五まで、一五の八、一五の九、一六の一から一六の三まで、一七の一、二三の一

から二三の三まで、二四の一から二四の五まで、二五の一、二七の一、二七の二、二九の一、三一から三五まで、字甚四郎前二の一、二の二、三の一、一三の一、一三の二、一四の一、一五、一六の一、一七の一、字山道北四の一、二、二二、二二の二、二二の三、川端六の一、八の一、一八の一、一九の一、一九の二、二〇、二二の二、二二の三、二二、字古川六の三、六の五、九の一、一〇の一、一一の一、一二、一三の一、一三の二、一四の三、一五の一、一六の三、一六の四、一七の二、一八の三、一八の四、一九の二、二〇、字前田一八の一、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の一から二一の六まで、二二の二、字深町一五から一九まで、二二の二、二三、二四の二、大字

- 二 指定の目的
 - 潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、楢葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楢葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 岩瀬郡天栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
 - 三 解除の理由
 - 土地改良事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

公 告

公告第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、
鮫川堰土地改良区管理規程の変更について、令和五年七月五日次のとおり認可した。

令和五年七月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称
鮫川堰土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流又は取水に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、
毎年五月一日から九月五日までのかんがい期間にあつては、取水口から受益地に必
要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器
具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を
取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期す
るものとする。

干ばつ時には、水位及び取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するも
のとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

取水口及び頭首工の管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に
係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない
い。

（農村計画課）